

4月から国民年金保険料の額が変わります

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

平成27年度の国民年金保険料は1か月15,590円(平成26年度は15,250円)です。保険料は納付期限までに納めましょう。

○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成27年度(1年分)の納付書が郵送されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、平成26年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が郵送されます。

○口座振替を利用して納めている方の場合

平成27年度以降も、届け出されている振替方法で継続して振替がされます。
(納付書は郵送されません)

なお、振替方法の変更を希望される方は届け出が必要となりますので、お早めに変更手続きをしてください。

※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替が出来なかった場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて2か月分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には、納付書を郵送しますので、お近くの金融機関などで現金で納めていただくことになります。

なお、前納払い(2年分・1年分・半年分)が振替不能となった場合は、割引きがなくなり、毎月の口座振替(当月分が翌月末の振替)に切り替わります。

ただし、届け出により年度の途中でも再度、残りの月分を納付書で前納することができます。

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

本当のつながりとは何か？

今年は、阪神淡路大震災からちょうど20年を迎える年でした。当時、地震直後の現地の様子はテレビを通して、またパソコン通信を使って、かろうじて知ることができました。

しかし、この20年で情報社会は急激に変化し、いつでも誰にでも情報を発信することができ、不特定多数の人が、いつでもどこでも瞬時のうちに情報を受信することが可能になるなど、便利な時代になりました。20年前の1995年の携帯電話所持率は、人口に対して3.5%が2014年には112.5%です。赤ちゃんからお年寄りまでが1人1台以上の携帯電話やスマートフォンを所持しているということになります。また、これ以外にも子どもたちが持つ携帯ゲーム機を通してインターネットに接続できるので、通信機器の所持率はさらに高まります。

こういった状況に伴い、サイバー犯罪の検挙件数はこの10年で5倍に増え、1万件に届く勢いです。学校現場でも、通信機器を使用

したトラブルが後を絶ちません。人間関係の構築が難しく、“メールを送信した相手が返信しないだけで、友達の悪口を書き込みしたり、個人が特定できる写真を勝手にアップしたりする”、“自分の存在感を誇示するかのよう”に、犯罪まがいの映像をネット上にアップする”などの問題が多く発生しています。

20年前の阪神淡路大震災では、携帯電話などを使って身の安全確保などを行うことができ、通信機器の整備の重要性が言われました。4年前の東日本大震災では、通信機器の重要性以上に、人と人の絆が重要だと言われました。この20年間で、通信機器の発達により人と人がつながることはより身近に、より簡単になりました。しかし、表面上だけのつながりになり、本当に心と心がつながっているとは思えません。また、効率の良さばかり優先され、手のかかることや時間のかかることが後回しにされているようにも感じます。子どもたちは、実際に人と人が触れ合う中で時間をかけて成長をしていきます。今一度、大人も子どもも通信機器の必要性、有用性、危険性を考え、社会や地域、家庭、学校生活の中で、本当の意味で“つながる”とは何かを考えたいものです。